

## 第2回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年8月22日（木）午後3時26分
- 2 閉会日時 令和元年8月22日（木）午後4時22分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
4番 佐々木雄司君      6番 保田 守君      9番 原田 素代君  
13番 福木 京子君      15番 岡崎 達義君      16番 下山 哲司君  
17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君      副 参 事 社 清仁君
- 7 協議事項 1) 今後の委員会について  
2) 研修について  
3) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後3時26分 開会

○委員長（原田素代君） ただいまより、第2回議会基本条例特別委員会を開催いたします。

議運や全協が立て込んであった中で、もう1つ、済みません、急遽入れさせていただきました。

皆さんも御承知のように、今回、役員体制が変わりまして、隣にいらっしゃいます下山元委員長の後を継いで、私のほうが委員長をさせていただくという体制で、今回初めての特別委員会でございます。

今までずっと閉会をしておりました。この経緯については、先ほどの佐藤議員のほうからの御報告もあったように、議会改革検討委員会というのを議長の肝いりでつくられて1年数カ月やられました。その間に、元下山委員長の御判断で、議会改革検討委員会のほうが進むので、ここの基本条例はちょっと閉会にしようという御判断だったと思います。

○副委員長（下山哲司君） 休会です。

○委員長（原田素代君） 休会を続けてまいりました。

その中で、私のほうの新しい体制になったということと、改めてこの基本条例を読み直し、基本条例の理念を共通理解に持つていくためには何が必要かということ、きょう皆さんで、ここで共通認識がとれたらいいなというふうに思っています。

協議事項、そこに2つ、その他を入れると3つなんですが、議会基本条例特別委員会の今後の予定、それから研修ということで、きょうは主に皆さんのほうにお話をしたいと思えます。

この議会基本条例というのがどういう性格のものなのかというのが、実は平成24年12月21日に、これは議員立法というか、議員が条例をつくったわけです。そういう意味では非常に画期的な、赤磐市で議員が条例をつくるということは貴重な実績をつくったと自負していいと思いますが、その後、ちょっと棚上げ状態で、この条例についての認識が一致してないなというふうに危惧しております。

ちょっと短いので、私のほうから、この基本条例ができる経緯について、簡単に前文のところだけ読みますので、皆さんもう一度かみしめていただければと思っております。

議会基本条例の前文です。

平成12年、これは西暦にするとちょうど西暦2000年なんですが、4月に施行されたいわゆる地方分権一括法によって地方議会の権限が強化される一方で、担うべき役割や責任はより重くなってきている。そのような中で、議会の公平性、透明性を確保した上で、開かれた議会づくりの推進は、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させるために必要不可欠である。他方で、今赤磐市にとって取り組むべき最優先課題は何かを見きわめ、その課題の実行、達成のため議論を尽くし、正しい結論が導かれるよう最大限の努力をすることが議会並びに議員各個人に求められている。地方議会は市民から選挙で選ばれた議員と市長で構成された二元代表制のもと、地方自治体の事務執行の監視及び評価並びに立法機能、条例をつくるということです。

ね、十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。そのためには、議会及びその構成員である議員が自由闊達な討議を通して論点、争点を明示し、簡潔でわかりやすい言葉で自分の意思を伝えることが討論の広場である議会の第一の使命である。また、議員は市民の信頼を失わないよう発言には十分配慮し、責任と品位を持って議会活動に臨むことが求められる。

議会は与えられた権限を行使し、市民の負託に応えるため、その責務を明らかにし、市民参加の開かれた議会を推進し、将来にわたり市民福祉の向上のために最大限の努力を払うことが必要である。

ここに赤磐市議会は、その構成員である議員が活動するに当たっての議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

こういう時代背景の中で、平成24年、2012年ですけれども、この地方分権一括法ができてから12年目に、赤磐市でもこの議会基本条例を議会の力でつくったというふうに御理解をいただければと思います。

ちょっと簡単にこの中を見ていただくと、実はですね、皆さんのページはどうなってるのかな。後ろのほうになりますね、第17条と第22条を見てください。第17条じゃない、第18条か。第18条に政治倫理ってあるんですよ。今、倫理条例の策定特別委員会ができてるでしょう。その下の第22条は、議会改革の推進というのが出てるんですよ。要するに、これは議会の基本条例ですから、基本条例の中に網羅されているだけですよね、今、議会改革検討委員会というのができておりますが。だから、議会改革を議会改革検討委員会でやり、政治倫理の条例づくりについては政治倫理条例策定特別委員会が行いということで、基本的なものは、この基本条例の中から、それぞれの専門委員会で事態を進めると、そういうふうになっているということをもまず御理解いただければいいなというふうに思っております。

その上で、まず私のほうから御提案なんですけど、一番後ろの紙面になりますが、第26条ですね。この第26条の3番に、議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行うものとするということが条例上決まっています。これが速やかにできていないということと、さっき言ったような理念の問題がなかなか議会の全体の一致する理念というところまでまだ至っていないので、十分に研修ができれば、また1回の研修で全てが一致するとは思わないのですが、何度かそれぞれの研修をしながら、少しずつでも理念が一致するような努力をこの特別委員会はしていくというのが、当面の大きな仕事だろうと思っております。

今回は、(2)に研修についてと書いてありますが、第26条の3にうたっております条例の研修を行うものとするというところで、この研修の開催を、議会として研修を開催しますから、それについて委員会の皆さんのほうの御意向をここで議論していただいて、議長のほうに持つ

ていって相談させていただくという運びになるということでございます。

一気に私のほうから提案をしてしまいました、とりあえずきょうはそのこのところの議論をさせていただければと思っております。それぞれの皆さんの御意見もお願いいたします。

○副委員長（下山哲司君） 1つよろしいか。

○委員長（原田素代君） 下山副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 岡崎委員がおるけんちょうどええんじゃけど、岡崎委員から、私これを前回引き継いだときに、岡崎委員が初代の条例委員長をせられて、この基本条例の委員会というものは、条例をつくる委員会で、これをもって物事をする委員会じゃない。この委員会はつくる委員会なんで、つくった後にやるのが議会運営の中でやるんで、この委員会がこれをする、あれをするというお話にはならない。それだけ、よう認識、1代、2代、3代目ですから、その認識だけ3人そろったところで、よく御理解いただきたいと思えます。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと今わかりづらかったんで、僕の認識ともちょっと違うんで。そのもとというような考え方を御説明できる方がこの場にいらっしゃるようなんで、もしよかったら教えていただけたらなというふうに思うんですが。済みません、もしよかったらお願いできないでしょうか。

○副議長（岡崎達義君） もうずっと昔の話になるんで、余り覚えてないんですけど。

要するに、議会基本条例特別委員会というのは、議会基本条例をつくりましょうということで設置された特別委員会なんで、議会基本条例をみんなで委員会の中で、7人でしたかね、寄った中で、それぞれが分担して、前文は皆さんで考え、そしてそれぞれ第1条、第2条、第3条、第4条と、それぞれが分担して、きちっとこれいいんじゃないか、これじゃだめなんじゃないかというふうなことを検討した中でこれができ上がってきたんで、それが一番の基本だったんですよね。それが徐々に、その中で班長会をして、その議会報告をしますというのも、ここの中でうたわれていることですから、議会基本条例の特別委員会の中でそういうことをしましょうと。そして、それについて班長会ではこういうふうにやりましょう。いろいろ、ここですたわれていることを実質的に議員として効果が出るようにしていきましょうという話だったんですよね。

だから、私から言わせると、基本条例特別委員会は、ここの中の条例を検討しながら、まだ足りないところは議員それぞれがしっかり確認しながら研さんしていけばいいなどは思ってるんですけどね。ですから、今の研修についてというのも、やはりここの中で足りない、我々がまだ認識してない部分がありますから、そういうところを拾っていって研修させていただければいいなどは思ってます。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 少し私も、今までの議論の中で、さわったことあるなと思って思い出したところがあるんですが、事務局のほうで、この議会基本条例特別委員会が設置されるに当たっての設置の要綱というか条項があったと思うんですけど、その御説明をいただいてよろしいですか。そのペーパーを、もしよかったらいただきたいんですが。

○議会事務局長（元宗昭二君） 暫時休憩いただけますか。今、それを持ってませんので。

○委員長（原田素代君） すぐ出るんですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） ちょっと確認してきます。暫時休憩させてください。

○委員長（原田素代君） じゃあ、暫時休憩してください。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 3 時 54 分 再開

○委員長（原田素代君） 再開します。

ここで整理して、始めたいと思います。よろしくお願いします。

かなり議論が深まったんですが、この委員会のあり方が、あくまで条例をつくる場所までの委員会であったということ、それから役割は調査研究だったわけで、調査、検討が目的としてこの委員会はうたわれているので、今後、佐々木委員のおっしゃるような文言ですとか、例えば 1 回となっているのを 2 回以上とか、そういったことについて訂正や見直しの議論が必要となったときに求められるという。委員長に求めていただいて、委員長のほうがそれに対して判断して開催するという形になるというふうに理解していただくということで。

はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） それで異存はありませんけども、いずれにしましても、せっかくこの委員会が設置されて、これだけのメンバーが集まっているわけですから、前文から最後の条文、附則の部分に至るまで、もう 1 回見直して、議論のもとになるようなものをつくっていったらなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（原田素代君） というと、もう早速、次の委員会の……。

○副委員長（下山哲司君） 私の時にこれをよく見ていただいて、御意見があったら御意見をくださいって、前の私の任期のときに言っている。

○委員長（原田素代君） それはしょうがない。

○副委員長（下山哲司君） 新たにそういう、心新たにしてやるというならいいですけど、一応、代々、引き継いだときは、これが 100% じゃないんで、新しい委員長のもとで改正する部分があったら改正してくださいって引き継いだの。わかったか。じゃから、あんたが思うように、皆さんに相談して改正する部分があるんなら、この委員会でやって改正すればいいと。

○委員長（原田素代君） だから、それは別の話。

○副委員長（下山哲司君） 僕、前に言ったで。仕事をするためにあるんじゃないよ。

○委員長（原田素代君） 仕事はするんですよ。調査、検討をしなきゃいけない。

○副委員長（下山哲司君） 違うがな。この委員会で研修会する言うたりするから、違うって言うる。

○委員長（原田素代君） もう今始まってますから、私の許可を得て発言してください。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

それともう1点。調査。

○委員長（原田素代君） 調査、検討が目的になってます。

○委員（佐々木雄司君） 調査、検討が目的になってるんですけども、検討したものをどのようにアウトプットしていくのかというところが定められておりませんので……。

○委員長（原田素代君） いや、ここに見直し手続、第27条にうたわれている形で手続になると思っていただければいいんだと思います。だから、ここで議論をして、いろいろな御意見で、じゃあそうしましょうとなったときに本会議場で採決をしていただく。

○委員（佐々木雄司君） 承知しました。第27条部分に書かれているようなので、それでいいと思います。これが不足していたらアウトプットする機会がないもんですから、ちょっと心配になりました。済みません。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 先ほどの続きですけれども、そういうふうにして改正あるいは修正、見直しされた場合は、やはり本会議にかけていただいて、皆さんの質疑を受けた上で、それから多数決で決めていただくということになりますから。

それから、もう1つ。その研修についても、基本条例特別委員会の研修ということになりますと、例えばほかの議会で議会基本条例をそれぞれ定められてますけれども、それがどういうふうには有効に運営されているとか、その運営の中でいろいろな欠陥とか修正すべき部分というのが出てくるはずなんで、そういうところを聞くという研修になると思います。それを目的で研修されるんだったら、どこへ行って研修されてもいいと思いますよ。大学の先生に聞かれてもいいですし、行政法の先生に聞かれてもいいし、政治学の先生に聞かれてもいいし、そういう形の研修というのは必要なことじゃないかなと思います。

○委員長（原田素代君） さっき申し上げた第26条の3に書いてあるのは、この条例の理念を共有するために研修を行うと書いてあるので、そういう広い意味で理念を共有するために行います。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 私がこの前、正副委員長の打ち合わせをするときに、このメンバーで研修をするんですか言うたら、いや、全員です言われたから、それは違います言うだけ

ど、理解してもらえなんだ。それが今のその言葉なんです。わかっていただけたか、今回は。

○委員長（原田素代君） 条文読んでください。議会は、この条例の理念を共有するため研修を行うものとする。

○副委員長（下山哲司君） へ理屈は要らん。今、岡崎委員が説明したとおりじゃから。

○委員長（原田素代君） 違う、違う。へ理屈じゃないんですよ。皆さん、この条文をよく読んでください。あくまで、議会はこの条例の理念を共有するためにこの条例の研修を行う。

○副委員長（下山哲司君） 違う。委員会としてするんならええんじゃけど、ほかの者を委員長が、他のここにおらんメンバーの研修せえ言うことはできんのんじゃ言よん。

○委員長（原田素代君） これは条例なんです、だから。

○副委員長（下山哲司君） まだわかりようらん。

○委員長（原田素代君） わかりません。法令遵守なんです。

○委員（下山哲司君） もっと勉強して、岡崎さんについて勉強してから……。

○委員長（原田素代君） 岡崎さんに信奉されているようだけど、岡崎さんはどうですか。

この第26条の3の文章、これは、議会は第26の3、一番裏ですね。議会は理念を共有するために条例の研修を行うんですというふうに書いてある。

○副議長（岡崎達義君） これは、この条例の理念を共有するために、一般選挙を経た任期開始後というの、新たに議員が選任された場合。

○委員長（原田素代君） だから、それがそれをされてないんです、ずっと。

○副議長（岡崎達義君） だから、された場合に、そこで議員に対して速やかに研修を行ってくださいということなんで、それが行われてないということは、それは議会のミスですよ。だから、本当を言えば、選挙が終わった時点でこれをしっかり研修させてくださいと、研修してくださいという。

○委員長（原田素代君） やっぱり、そういう意味で、今急いでやるのが研修だろうという提案をさせていただいた。

〔「違うよ」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下山哲司君） この委員長としてするんだったら、このメンバーで研修しますというんならええんじゃ言よん。

○委員長（原田素代君） 違う、違う。最初に申し上げたように……。

○副委員長（下山哲司君） 理解できとらんな。

○委員長（原田素代君） ちょっと発言を控えてください。

ここで議論をしたことは、正副議長と御相談して準備を進めるというふうに申し上げました。だから、ここの議論でこれはされてないから、議会として研修をしましょうということになったことで、今度は正副議長のほうに話を持っていくことになってます。

○副委員長（下山哲司君） もう、今も言うたがな。何回言うても。

○委員長（原田素代君） 下山さん、ちょっと発言を控えてください。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） だから、これを厳密に解釈すればね、一般選挙を経た任期開始後だから、一般選挙を経て任期が始まったときに速やかにこの条例の研修を行うこととするということは、2期目、3期目、4期目ってした人も、本当を言えば研修しなければならない。

○委員長（原田素代君） もちろん、全体でやるということです。

○副議長（岡崎達義君） その区切り、区切りごとで。だから、それを書いてるわけだから、できてないんだったら、そのときに研修をすればいい。だから、今できてないと思うんだったら、次の選挙を経た後に、通ってきた人にきちっと研修を受けさすべきだとは思いますが。ただ、その場合、誰を講師にして研修するかですよね、問題は。

○委員長（原田素代君） そういうことは、議長たちと相談してやればいいことで。

○副議長（岡崎達義君） だから、次の選挙を経て通ってきた人にはきっちり。

○委員長（原田素代君） だから、次の選挙は当然ですが、それ以前にやるべき人たちが受けてないので、別に今速やかにやればいいだけの話ですよ。

○副議長（岡崎達義君） 受けてないの。知らんけど。

○委員長（原田素代君） できてないですよ。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副委員長。

○副委員長（下山哲司君） ここの基本条例の委員長としてやることと、原田素代議員が議長に申し上げてすることとは全く違う。ここで委員長としてやることは、もしやるんなら、みんなが賛成をしたらできるけど、委員長が1人でする言うてもできません。

○委員長（原田素代君） もちろん、わかっています。

○副委員長（下山哲司君） その基本理念を忘れんように。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員。

○副委員長（下山哲司君） 何回言うても理解できとらん。

○委員長（原田素代君） 失礼な発言は控えてください。

○委員（佐々木雄司君） 例えば、みんながこの中で、全ての満場一致で賛成しても、できることとできないことがありますので、議会基本条例の定められている枠の中であればできるけども、こここのところに定められてない、任務としていただいてないようなものを、幾ら我々が決めてもできないですよ。そこはもうはっきりと明確にさせていただきたいということ、もう1点、やっぱり委員長が言われるように、いろいろな条例違反というものが、せっかく先輩方が一生懸命心血注いで、こんだけの文章のものを、法律にあてても多分十分通用する、へこみもしないようなかがみのものをつくっていただいているんですけども、これが結局、条例に

反するような現状が起きているときにでも訴えていくところがないんですよ。

○委員長（原田素代君）　そういう議論もしていければいいと思いますよ。

○委員（佐々木雄司君）　それが、何でそういうものがないのかというと、やっぱり最高規範性の第26条ですよ。もしくは第27条、第28条。第26条と7条の間かな。だから、第27条から第28条ぐらいになるのかな、こういうようなところの中でそういうものを設置しなければいけないというようなものを、一つ事務局に設置するとかというものを加筆しないと、この条例って完成しないと思いますよ。

○委員長（原田素代君）　だから、運用規則にしてつくるのか、今のように条文の中に加えるのか、それはまたここで皆さんのほうで一番使いやすい、一番やりやすい方法を議論していただければいいと思います。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君）　佐々木委員の言われるのもわかるんですよ。いろいろこの条例に違反している人も、それは中にはいるでしょうし、それに対して腹立たしいなと思ってる人もあるんだろうと思いますけど、この基本条例というのとはもともと、そういう違反をしているから罰則云々とか、違反してるからこの人をどうしようというようなことではないんで、それを違反してたら、それに対していろいろなペナルティーをつけましょうというのが倫理条例を今度つくるわけですから、それはこれを別個に考えないとだめですし、そしていろいろな違反をされていることについては、議会の中で懲罰とか、いろいろな形でやられるべきことで、この基本条例の中で云々というような話ではないと思うんですけど。誤解がありますよ。

○委員長（原田素代君）　岡崎委員、ちょっと待ってください。

基本条例は、政倫審のように取り締まるものではなくて、議会はこうでなければならぬんですよということをうたっている。だから、こうでなければならぬのに、こうでないということがおかしいので、それを取り締まるとかというのではないんです。だから、運用規則として、例えば条文ごとに、こういうことがまだできてない。

たしかこの間、ソーラーのときに行った、兵庫の三田じゃない、何か2カ所行きましたよね、自治体に。あそこは、これを成績表で通知表をしてるんです。各条文ごとに、何ができてるか、何ができてないかというのを年度ごとに出してらっしゃる。そういうことも本来ならばここがやるべきだと思うんですよ、つくった責任で。だけど、そういうことを含めて、それがここでやったほうがいいのかという議論になるかどうかの話で、あくまで違反行為というよりも、議会はこうでなきゃいけないよという言論、討論の場、そういうふうになってますかということがこの原点なんです。だから、佐々木委員の言うように、不十分であるとか、そっちじゃない方向に行っていないかという指摘に対して、それが検証されることは必要だろうとは思っています。だから、岡崎さんの御判断は、もうちょっと特化したピンポイントの問題に対する対応になるんだろうと思うんですよ。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私も違反をつまみ上げて処罰とかするというようなものをこの中でやっていこうというようなことまでは考えてなくて、そういうようなところが、もし違反があったり、その議員個人のものであれば、岡崎委員が言われるように、倫理条例みたいなものに訴えて、この条文の違反を根拠として訴えられればいいわけで、それでできると思うんです。

ただ、その倫理条例の中にね、これからやるんで、できるかできないかというところの検討はしていただけたらいいと思うんですが、この中で多く書かれているのは、「議会は」なんですよ。

○委員長（原田素代君） そうなんです。議会のあり方なんです。

○委員（佐々木雄司君） 「議会は」という組織のことが書かれている中で、倫理というようなところにこれを持っていくことができるのかということと考えたら、多分できないんでしょうねということになると、事務局の中に、この議会議員の構成員、あるいは一般市民も含めてですよ。こういうような条例のものが、違反というようなものがもしあれば訴え出て、是正を求めていくと、指摘をするというようなところも、一つ内容としてあっていいんじゃないかなと。それがあることによって、我々も周りの目を気にすることができるようになれば、それは自浄作用になったり、自己研さんになったり、あるいは我が身をたしなめるというようなことになったりというようなものになるんじゃないのかなというふうに思うんです。重みがつくんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしいか。ちょっとその件に関して。

○委員長（原田素代君） ちょっと待って。

ただ、岡崎委員がおっしゃってるように……。

○副委員長（下山哲司君） 委員長がしゃべるんじゃねえ。

○委員（実盛祥五君） 副委員長が先に言うた。

○委員長（原田素代君） 私の裁量です、済みません。

○副委員長（下山哲司君） 委員長は、みんなをあれして取りまとめる役で、委員長が自分の意見ばあ言うんじゃないで、ほかの者が手挙げたらそっちが優先じゃから。

今、佐々木委員が言ようるように、つくるときには、赤磐市条例何々の何条に基づいて倫理委員会を設置しますと、こういうなんで、もうこれができたら、それに基づいてできるんじゃないという認識を理解せにゃあいけん。何もみんなが寄ってたかってするんじゃねえんで。もうこの条例においてできるんじゃないけえ。議員立法で提出すりゃあええわけじゃから、何にも問題ないんで、これをじゃからどうこうつつく言うて、今のこの委員会を、さっき岡崎委員が言うたように、これを修正する部分があるんならこの委員会を開きゃええ。じゃから、それでなし

に、この委員会を使うて何かをしようというのはないですよということと言よんの。

○委員長（原田素代君） そういう出来事だと思いますよ。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そう、そう。今、原田委員が言われたように、そういうつもりで言ってるんですけども、要するにこの条文に書き加えたらどうかということ、書き加えもしないのに勝手に、こっちのほう意見として事務局に求める、議会のほうに答申をするというもおかしな話なんで、別にその答申をする必要もなく、我々としてはそれが必要なんだと思えば、こここのところに、第27.5条なのか第28条なのかわからないけども、書き加えるような議論を進めていけばいいと。それに基づいて設置されればいいだけのことで、最高規範なんですから。そのもとになるものの議論をしましょうということなんで。

ただね、今お話をしている、じゃあこのところでそういうことにしましょうという話になって、その下山委員の論調じゃないですけど、外に持って出たときに、みんながそれに賛成してくれるんかという、ちょっと突拍子もないようなことを僕も言うとなんじやろうなというふうに思うところはあるんで。例えば一例として、こういうような我々の働き方というか、この委員会というものの性質というのはそういうものなんだというところの、こういうことをやりゃいいんだなというところの例題として聞いておいていただけたらと思う。だから今、本気で提案している話じゃなくて、そこをちょっと訂正というか、誤解を解かしておいてください。

○副委員長（下山哲司君） そういう関連で、僕が岡崎さんから2代目を受けたときに、それなりの知識者にいろいろ聞きました。何にも知らずにできんから。それまで参加してなかったんじや。というのは、この文章、条例がある中の解釈の問題じゃということなの、解釈。じゃから、法にのっとってこの文章を解釈してやればええんで、それに何もつけ足すことはない、そのときの状況に合わせて解釈に応じて変化したやり方をすればいいんじやというのが学者の見解なんで、やっぱりそういうふうな認識を持っていただきたいと。

○委員長（原田素代君） どちらにしても、この基本条例が十分共通理解になっていないというところは、皆さんが理解していることだと思うんです。そもそも、これを読んでない方が山ほどいらっしゃる。

まず最初に、そういう形で委員会のあり方がきょう整理がつかしました。だけど最後に、じゃあこのいわゆる最高規範性としての条例が、何が書いてあって、どういう議会のあり方の理念、うったてがあるのかということが、ここの皆さんだけは幾らか議論が進むかもしれないけれど、まして研修も受けていない新人の方も何人もいらっしゃる、そういう意味では、全体的な研修が、7年間放置されてきた条例でほこりをかぶり始めているので、きちんと研修が必要じゃないかなというふうには思っています。

だから最後に、あり方としては、見直しの幾らかの御提案を今後出してくださいという報告

と、全協のほうにきょうの委員会の報告としては、そういう委員会として今後機能していくので、何かありましたら開催しますと。ただ、そうでない限り、この条例の委員会としては特段の開催は求められない限りは開きません。ただ最後に、余りに年月がたって、この条例の理念や精神が、赤磐市のせっかくの議員発議でつくった条例なので、一度研修をしてみたらどうでしょうかということをご提案してみたいと私は思っていますということで、その辺を皆さんのほうでどう考えられるか。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ただね、これをつくったときもそうですけど、余り難しいことを書いてるわけじゃないんですよ。実に易しい言葉で……。

○委員長（原田素代君） そうです。読めばわかるんです。

○副議長（岡崎達義君） 読めばわかるように書いてるわけです。

○委員長（原田素代君） ただ、読んでないんです。

○副議長（岡崎達義君） だから、それを読むことは、やっぱり議員の義務として皆さんに、今度いろいろな全協とかの形で読んでもらうように、やっぱり1回は要請すべきだと思いますね。

○委員長（原田素代君） もちろん、それはそうです。

○副議長（岡崎達義君） 実に、今もずっと、さささと読んだんですけど、つくった人間としたら、いいのができとるなという感じです。易しいし。

○委員長（原田素代君） 私もそう思います。だから、ただ、その下山委員は学者さんに何人かいろいろ御意見をお聞きしたというお話も出ましたけれど、先ほど岡崎委員もおっしゃったように、よそがどんなふうな先進的な取り組みをされていて、こんなふうにとるともったいなくすることができるというようなことを学ぶ研修は必要なんだろうなというふうに。

福木委員。

○委員（福木京子君） その研修は大切やなと思います。

○委員長（原田素代君） そのときに、ここだけでやる研修にするのか、議会としてやる研修として提案するのか、そこの意見がちょっと下山副委員長とずれるのですが。

○委員（実盛祥五君） それはここだけじゃわ。

○委員（佐々木雄司君） この中じゃないかなあ。我々が……。

○副委員長（下山哲司君） 委員長が音頭をとってするんだったらここだけ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もちろん、我々がこの議会基本条例特別委員として任務を受けてるのは、調査、検討、この条例の調査、検討になるんで、その今日の前にしている前文から附則

を含めた27条、このものが果たして今の世の中に合ってるのかとか、最新の事例はどうなのかというようなことがわからないと、この目の前にするものがあるのか悪いのかというような判断はつかないし、共通の認識を持つためにも、それは研修は必要だと思うんですよ。

ただ、それは、はっきり言って外の人に、基本条例の改廃とか検討とか、こういったようなものに関与しないほか議員さんに研修を聞いてもろうてもしょうがないんで、まずは我々でしようね。

それと、議員全員でやるものと我々がするものというのは違うんですよ。だから、この中で話ができるのは我々のものであって、議会の話じゃないように思います。議会のものについては、この委員会が閉まった後に、一議員として求めていけばええわけで。もしくは、苦肉の策でできるんならば、こういう懸念を多くの委員から、せっかく書いてるのに行われてないって残念なことだよ、やってほしいよねというような多くの意見が出ましたということを確認するとかね、報告で。そのぐらいはできるかもしれないけど。

○委員長（原田素代君） だから、どちらにしても議長に報告して、それは議長の胸先三寸でしょう。それはやっぱりやりましようとなるのか、それは委員会で調査、検討してくださいとなるのか、それはきょうのこの議論を報告した上で判断してもらおうと思います。

ただ、じゃあ調査、検討という言葉が目的にあるので、そうすれば何らかの……。

○副委員長（下山哲司君） 原田委員長。ちょっと1つ。一番やさしく言ってあげるから。

○委員長（原田素代君） 下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 運用に関しては、委員長が申し入れてあれしてもいい。すればいい、それは。じゃけど、今も言ようように、これに関しての研修はここだけですよという。そのことを佐々木委員も理解してくれて、今しゃべったんじゃないと思うし。

○委員長（原田素代君） だから、それはそれでしましようということと、議長に対しては、議長が、いや、全体でしたほうがいいと思うかもしれない。それは議長の判断ですということ。議長に言うということは、そういうことです。

○副委員長（下山哲司君） 運用に関してはね、運用。

○委員（岡崎達義君） それぐらいにしておきましょう。

○委員長（原田素代君） それで、今後のことなんですけど、ちょっと話が整理されてないのは、もう見直しだけのことであれば、この委員会は閉会にしておけば、放っとけばいいんです。

○副委員長（下山哲司君） 休会。

○委員（岡崎達義君） 休会にしとけば。

○委員（実盛祥五君） 休会じゃ。

○委員（佐々木雄司君） 休会です。

○委員長（原田素代君） じゃなくて、調査、検討ということで、今出てきたように、この委

員会として、よその先進地の状況を学んで、それでここを生かすようにするという課題を私たちが調査、検討を目的にして、月に一度ぐらいするのか、そこはどうしたらいいですかね。

○委員（実盛祥五君） 月に一度もせんでもええがな。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 議員の基本は自己研さん。そのために、政務活動費も36万円つけてある。自己研さんが基本です。ある程度のレベルになって議員の活動をするというのが、議会に選出されて出てきとる議員の務めなの。じゃから、ここの権力を使うて勉強するというのは、これは組織としてすることで自己研さんじゃない。その辺をよう理解してください。

○委員長（原田素代君） どういうことですか。

○副委員長（下山哲司君） それでわからなんたら、どねえ言やあいいんかな。小学校の子じゃねえんだから。

○委員（実盛祥五君） この委員会以外はやれんでしょう。

○委員長（原田素代君） 違う、違う。委員会でやるということ言ってるの。

○副委員長（下山哲司君） そういう意味じゃなしに、議員としての立場の話を今しただけで。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） この基本条例特別委員会で研修するというのはこの中で、全体的なね、議会基本条例が全国的にどういうふうな形になってるんかという場合は、今度はまた議長と相談して、議長に先生を呼んできてもらって、ここの市ではこういう基本条例を使って、こういうふうに運用されてますよとか、ここではこういうふうになってますよとか、赤磐市ではこういうふうになってますけど、こことここがこういうふうに違いますよとかというのは、専門の先生を呼んできて教えていただければいいので。

○委員長（原田素代君） いや、だからそのことを言ってるんですよ、私は。

○副議長（岡崎達義君） だからそれは、もう議長と相談してね。

○委員長（原田素代君） そうでしょう。それ以上のことは言ってないんですけど。

○副委員長（下山哲司君） この委員会だけでやるんならいいんですよ言ようる。

○副議長（岡崎達義君） 例えば、これを一番最初につくったのは、どこでしたかね。会津市なんかがいいやつをつくってる。それを参考にして、こういうのをつくらせてもらったんだけど、そういうところがどういうふうな形で運用されているのか、その後どういう形になってるのかとか、そういうことはやっぱり専門の先生でないと、私らはわかりませんからね。そういう研修は必要だと思いますよ。

○委員長（原田素代君） そういうことをしましよかということ今諮ってるんです。

○副議長（岡崎達義君） この中身についても、例えば執行部の側と、どういう形でいろいろ

話をされてるのかとか、基本大綱なんかが出てくるじゃないですか、市の。

○委員長（原田素代君） 市の総合計画ね。

○副議長（岡崎達義君） 総合計画とかね。そういうのをこの特別委員会の中で、議会とどう  
いうふうな、基本条例の運用がどういうふうにされてるんかとか。

○委員長（原田素代君） 事細かく8項目に分けてしたり、さまざまな……。

○副議長（岡崎達義君） やっぱり先生に聞いて研修しないとわかりません。

○委員長（原田素代君） ということは、要するに、とりあえず当面、いい時期に一度ここ  
で、この委員会として、そういう講師を探して進めようということによろしいですか。

○副議長（岡崎達義君） 議長も入れてね。

○委員長（原田素代君） もちろん議長のほうに相談します。その際に、例えば佐々木委員  
なんかの問題意識とか、あらかじめ出してもらって、そういうことに対して答えてもらうよう  
な、実践的なね。

○委員（佐々木雄司君） 僕だけじゃなくて、みんな。アンケートとりゃいいじゃないです  
か。

○委員長（原田素代君） もちろん、もちろん、それぞれが。アンケートという形でもいい  
し。せっかくなら実践的な講師で講演会。

保田委員。

○委員（保田 守君） ええまとめができたんじゃないかな。

○委員長（原田素代君） さんざん無礼な発言が続きました。

○委員（保田 守君） 私、きょう初めて来たから、どちらの言われることもなかなかそれな  
りの意見じゃなと思って聞きよったんじゃないけど。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。最後にまとめていただいて。

○委員（保田 守君） いや、もうそのとおりだと思います。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

そうしたら、きょうの報告と、それからこの委員会として先進地を学ぶということで講師を  
選定して、また適当な時期にお諮りしてやらせていただくと。その辺できょうは終わらせてい  
ただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

じゃあ、お疲れさまでした。

午後4時22分 閉会